

平成28年度第1回子ども施策審議会新たな保育人材のあり方検討部会 意見整理①

項目	主な意見・感想	今後の対応など
検討に当たっての前提	<p>○保育士の人材確保が難しくなっているのを感じている。</p> <p>○本部会で議論する、新たな保育人材は、一定の専門性と実践力を重視したい。過去の准保育士の議論には、子育て経験の延長のイメージもあり、違いをはっきりさせておくべき。名称についても、准保育士ではなく別名称を検討。</p> <p>○新たな保育人材を配置基準内職員にカウントするという規制緩和を行う前に、厚生労働省が今年度から導入した緩和策など、すでにある施策を十分に活用すべきではないか。</p> <p>○特区で保育士配置基準の緩和を認めても、府内市町村に強要するものではない。あくまでも待機児童解消のための選択肢の1つ。</p> <p>○現在の保育士業務のうち、必ずしも保育士だけが担当しなくても可能な周辺業務を切り出し、新たな保育人材に任せることが出来るのではないか。その際、チーム保育の考え方を導入することで、保育の質も維持できるのではないか。なお、保育現場に、新たな保育人材を投入しない場合でも、よりよい保育の実現のためには、チーム保育は効果的と考える。</p> <p>○保育所の地域拠点事業を保育士が担当していることも多いが、子育て支援員等も活用し、保育士は、もっと保育現場に集中させて、活躍してもらう必要があるのではないか。</p>	<p>○違いを整理したうえで、別名称を検討。</p> <p>○新たな保育人材の活用を特区提案することにより、市町村が選択できるメニューを増やし、市町村の実態に即して、活用してもらうことを期待。</p>
新たな保育人材が担う業務	<p>○保育士が担当している仕事内容を分解し、保育の専門性、安全性に十分配慮しながら、役割分担を検討する。</p>	<p>○保育所保育指針における保育所(保育士)の役割を、それぞれの人材が分担していくイメージ案を作成。</p>
新たな保育人材として想定される者について	<p>【保育サポーター ※配置基準内の人員】</p> <p>○保育現場で、保育士と協働し、保育を担当する人材として、保育サポーターを想定。</p> <p>○子育て支援員や保育士試験の一部合格者などから、研修と実践を経て、育て上げるイメージ。</p> <p>○M字カーブの子育て経験者などで、将来的には専門職をめざして働きたい方に対して、まずは保育サポーターとして働きながら、実習経験を積み、保育士資格取得につながる道筋を作ることで、たとえば、ひとり親家庭への支援にもつながる。</p> <p>○保育士試験と子育て支援員研修の体系が異なるので、子育て支援員から保育サポーターとしての経歴・経験を、どのようにして保育士資格取得へつなげていくかは課題。</p> <p>○想定対象者がM字カーブの30～40代としても、「子育て経験」を明記するかどうかが要検討。保育の専門性と子育て経験が混同されるおそれがある。</p> <p>○新たな保育人材を活用する対象としては、保育所だけでなく、認定こども園も対象とし、2・3号の子どもを対象にしてはどうか。</p> <p>【保育所コーディネーター ※配置基準外の人員】</p> <p>○園長や主任保育士が、保育業務よりも、内部管理や事務処理に追われてしまっている園もあるため、そこを助ける人材が欲しい。保育所コーディネーターは、保育の基礎知識を持って、保育士以外の人材の活用が効果的な業務を担当し、保育士を側面支援する人材と位置づけてはどうか。</p> <p>○保育の専門性からみると、保育所コーディネーターから保育サポーター、さらには保育士の順にステップアップするが、一律にラインの下位にある職と位置づけてしまうことは避けたい。</p>	<p>○新たな保育人材は、保育人材のすそ野を広げるとともに、保育士資格の取得へ繋がられるような制度として検討。</p> <p>○子育て経験と保育の専門性を混同しないよう配慮。</p> <p>○保育所・認定こども園の2・3号子どもを対象とする方向。</p>

平成28年度第1回子ども施策審議会新たな保育人材のあり方検討部会 意見整理②

項目	主な意見・感想	今後の対応など
<p>新たな保育人材として想定される者について</p>	<p>○情報処理など、業務内容だけに着目すると、事業者へのアウトソーシングも可能だが、保育所コーディネーターとして受け入れれば、保育を一定理解した人が担当することや保育所を見守る人材の育成の観点からのメリットもある。</p> <p>○個人情報のセキュリティの課題をクリアする必要があるが、ICTを活用した在宅勤務もある。主に在宅勤務の場合でも、保育所に入出入りし、所内業務に関わるなど、保育士と協働することでのメリットも期待したい。</p>	
<p>新たな保育人材の育成について</p>	<p>【保育サポーター ※配置基準内の人員】 ○子育て支援員程度の保育の基礎知識があることを前提に、必要な研修等を追加するイメージかどうか。</p> <p>○子育て支援員(地域型保育コース修了者)自体の活用をさらに進める必要がある。</p> <p>○子育て支援員養成研修は、多様な領域をカバーしているが、総時間数が少ないため、内容は薄くならざるを得ない状況。保育サポーター養成研修では、命に係わる研修には重きを置くべき。</p> <p>【保育所コーディネーター ※配置基準外の人員】 ○保育所コーディネーターが保育に興味をもち、研修を受けて保育サポーターになり、さらに保育士にステップアップしていくことも、一つの道筋としたい。</p>	<p>○大阪府内では平成27年度子育て支援員全コース合計で約500人。そのうち、地域型保育コースは約200人。ほとんどが大阪市と堺市で養成されている。</p> <p>○子育て支援員研修をベースに、実習を含め上乘せ研修のイメージを作成。</p> <p>○次回部会にて、保育サポーター及び保育所コーディネーターの育成スケジュール案を提示。</p>